

# 上島町誘客向上及び販路開拓促進補助金

上島町では、事業者の販路開拓促進及び観光旅行者等の誘客促進を目的として、事業者の積極的なPRによる情報発信の強化や訪日外国人旅行者等の受入環境整備に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助します。

※本補助金は随時申請受付を行っており、予算額に達した時点で受付終了いたします。

## 補助対象事業

| 補助対象事業      | 内 容                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 魅力発信PR事業    | 情報発信や誘客促進を目的として、広告宣伝・PRグッズ制作などを行うもの。                      |
| イベント等への売込事業 | 商品やサービスの販売促進・誘客のため、イベント等での売り込みに関する取組を行うもの。                |
| 受入体制強化事業    | 訪日外国人旅行者等への対応強化（多言語対応・キャッシュレス化など）による利便性向上や安心安全な環境整備を行うもの。 |

## 補助対象者

- ・町内で事業を営んでいる者
- ・公益性のある観光及び商工に関する活動を行う団体
- ・町内に事業の用に供する事務所、店舗、工場等を置き、今後も町内で事業活動を行うもの
- ・町税等の滞納がない者

## 補助対象経費

| 補助対象事業      | 補助対象経費                                                      |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 魅力発信PR事業    | パンフレット等の制作費、インターネット広告等の掲載費<br>PRグッズ等の作成費など                  |
| イベント等への売込事業 | 物産展、イベント等への出展料、出展用の消耗品費、備品購入費など                             |
| 受入体制強化事業    | 多言語サービス対応・強化に要する経費（パンフレット、ホームページ作成費など）、キャッシュレス決済機器の導入等の経費など |

## 補助金額及び補助率

| 補助対象事業      | 限度額  | 補助率  |
|-------------|------|------|
| 魅力発信PR事業    | 10万円 | 2分の1 |
| イベント等への売込事業 | 10万円 | 2分の1 |
| 受入体制強化事業    | 10万円 | 2分の1 |

※交付決定日以降に着手したもので、令和8年3月31日までに支払いが完了するものが対象となります。

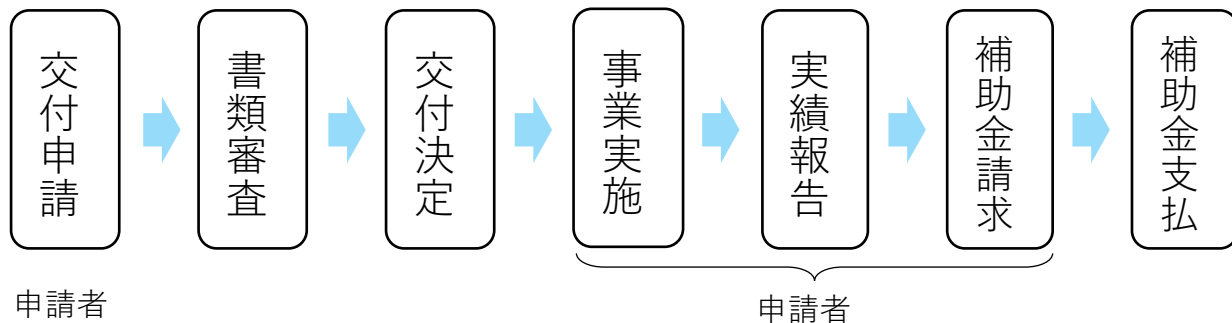
## 申請受付期間

1次募集 ~~令和7年5月2日（金）から令和7年7月4日（金）まで~~

**2次募集 令和7年9月1日（月）から令和8年2月27日（金）まで**

※本補助金は随時申請受付を行っており、予算額に達した時点で受付終了いたします。

## 補助金交付までの流れ



## 審査について

担当課による書類審査のうえ交付決定を行います。

## 提出書類一覧

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書
- ③見積書の写し等（支出予定経費の明細が分かる書類）
- ④町税等納付状況調査同意書

町内に居住していない場合は、町税等を滞納していないことを証する書類

## 申請方法・申請先

観光戦略課（せとうち交流館）に持参していただくか郵送で下記提出先へご提出ください。

〒794-2506 上島町弓削下弓削1037-2 上島町観光戦略課 宛

## 問い合わせ先

上島町観光戦略課（せとうち交流館）

〒794-2506 上島町弓削下弓削1037-2

TEL：0897-77-2252 FAX：0897-77-2292

※平日 8：30から17：15まで